

答 軍人命に抗し令に従はず以て軍隊の命脈を沮格する者を云ふ

問 暴行罪とは

答 軍人強を恃み威を弄し兇暴に及ぶ者を云ふ

問 侮辱罪とは

答 上官其他特異の職務に従事する者を罵詈侮慢するの罪を云ふ

問 違令罪とは

答 軍人法令紀律に違背し軍隊の綱紀を乱したる者を云ふ

問 逃亡罪とは

答 軍人役を厭ひ難を避け國家保護の責任に背く罪を云ふ

問 詐偽罪とは

答 軍人信任に背き利を營み非を飾り罪を蔽ひ私に循ひ公を忘る、等

總て自ら欺き官を呼ひ因て害を軍隊に來す罪を云ふ

問 擅權罪とは

答 乱りに我權利を使用し或は權外の事を行ひ上官の命を受け之を服

行せざるの罪を云ふ

問 辱職とは

答 司令官の職に有りながら其職を盡さず其任務を忘れ一意に生をの

み欲し敵に卑怯の想を現し或は敵に降り故なき者を云ふ

問 収禁とは

答 處罰未定なるに依り留置を云ふ

問 拘引とは

答 犯罪調査の爲め軍法會議へ引卒するを云ふ

問 拘留とは

答 犯罪調査中或は犯罪最も軽き者を監倉に留置するを云ふ

◎ 衛戍規則

問 衛戍は如何なる場所に置く者なるや

答 官衙 兵器庫 彈藥庫等の守備に任ずるものなり

問 衛戍衛兵は何の爲めに設くるや

答 不慮を警戒し事變に應じ直ちに之か備をなす爲なり

問 分遣衛兵とは如何

答 衛戍地外の支隊にして砲台火藥庫等に置くものとす

問 傳令兵は如何

答 衛戍司令官陸軍高等官衙及衛兵等に附属し命令及報告の傳達に

任ずるものとす

問 扣兵は何の爲めに置かるゝや

答 時機に應じて衛兵を増加し或は臨時派遣の爲め營中に備ふるもの

とす

問 巡察は如何

答 衛兵の勤惰を正し市街の動靜を視察し及び各守地病院及監獄等を

巡檢するものとす

問 衛兵司令上等兵なるとき故參兵卒は如何

答 歩哨掛とす

問 歩哨掛の任務は

答 歩哨掛は歩哨の交代を掌り且つ其服裝を整理し其守則を熟知し

問 且つ嚴密に之を實施せしむるを任とす又哨舎の清潔保存を監視す

答 第一古參を銃前歩哨に第二の兵卒を最遠なる守地に置き順次衛舎に近づくに隨て新參の者を置く

問 歩哨交代の順序は如何

答 銃前歩哨を始とし次に最遠の哨所に行き夫れより逐次に衛舎の近傍に及ぶを例とす

問 歩哨交代のときなすべき動作及注意如何

答 上番歩哨來るときは歩哨掛の號令にて上番下番歩哨相對面し捧銃をなし下番歩哨は低聲を以て其守則を上番歩哨に傳告す（若し傳告中誤謬あるときは歩哨掛之を改正し又は説明を加ふ）終を號令

問 にて立銃をなし然る後上番歩哨は哨舎の内外を檢査す

答 交代終れば下番歩哨は如何にするか

答 其隊の後尾に附き歩哨掛に隨て衛舎に歸るものなり（銃前歩哨を除く）

問 歩哨交代は何時間毎に行ふか

答 二時間毎に行ふ然れども命令に依り一時間毎に行ふとあり

問 衛兵服務時間は如何

答 二十四時を通例とす

問 衛兵の人員何に依て定まるか

答 哨所の數に依て定まる

問 一哨所に充つる人員

答 三人なるを通例とす六人なるをわり

問 各兵哨兵に服務する時間総計

答 八時間

問 立哨中の注意は

答 常に耳目を活動して百事に注意し其哨舎内にあるときと雖も決して警戒を怠る可からず又敬禮を行ひ特に警戒を要するときは必ず哨舎より出るものとす然れども敬禮の爲め警戒を怠るへからず

問 歩哨は銃を如何に保持するや

答 凡て歩哨は常に擔銃立銃又は腕にすることありて其守地を看視するものなり

問 歩哨は寸歩も其哨所を離るへからざるか

答 否定められたる以外に行くを禁す

問 歩哨若し火災又は盜賊暴行者等を見ば

答 火災は火事と呼び盜賊暴行者には氣を着けと呼び隣哨又は衛舎に報告す

問 銃前歩哨の執れ銃を呼ぶものは

答 陛下 皇太子殿下 親王殿下 軍旗 將官及准士官以上の率ひる

軍隊巡察 將校

問 歩哨々舎内に入る場合は

答 雨雪天の時に限る其他は入るを得ず然ども雨覆を被るを得ず

問 歩哨の姿勢及動作は

答 歩哨は姿勢及動作を嚴正にし且つ妄りに談話をなし讀書吟哦喫烟

等をなすを禁す

問 歩哨は適宜に交代し得へきか

答 其衛兵に属する歩哨掛の指令なくして他兵と交代するを得ず

問 衛戍衛兵の守則を語り又は守則を受くへき人は誰なるか

答 衛戍司令官 同副官 衛兵司令歩哨掛 巡察將校 下士等なり

問 夜間歩哨線に近づくものあるとき歩哨は如何するや

答 止まれと呼ひ其人止まれは誰かと呼ふ其人斥候又は巡察に非され

ば通れと呼ふ己より反對の方に通行せしむ

問 若し止まれと呼ふこと三回に及ぶも答へず尙ほ前進せんとする

ときは

答 銃を構へて行進を遮阻す

問 銃前歩哨夜間軍隊の來るを見れば

答 止まれと呼ひ衛舎に向て執れ銃と呼ふ

問 歩哨は止れと呼ふも軍隊停止せざるときは

答 更に止まれと呼ひ彼尙ほ前進するときは銃を構へ衛兵は防禦の準

備をなす

問 銃前歩哨は止まれと呼ひ近接し來るものを止め彼れ止まれは誰か

答 と呼ふ之に應じて將校巡察若くは下士巡察と答ふれば歩哨は如

何するや

問 將校巡察執銃下士巡察と呼ふ

答 斥候は何れより出すものか又其任務は

答 諸衛兵（兵器庫衛兵）より出すものにして守地の近傍及市内を巡候し

て警戒するものなり

問

斥候は所定の道路の外行進し得へからざるか

答

然り近隣に非常の事あるに非されば定路外に出づるを得ず

問

巡察將校は何に依て見知るや

答

記章(懸章)を帯ふを以て目標となす

問

衛戍服務の軍人は如何なる場合に於て犯人を一時逮捕するを得るか

答

一、重罪又は禁錮の刑に詔るへき現行犯人

答

二、前項の犯人逮捕の爲め憲兵又は警察官より援助を請求する時

三、下士兵卒日夕点呼后勤務に非ず免許状を所持せずして營外に

在るもの

問

凡て逮捕したるもの軍人又は常人なるときは

答

軍人なれば憲兵常人なれば警察官に引渡す

問

彈藥庫内には總て靴の儘入るを許すか

答

不許

問

其故は如何

答

靴には釘打附あるを以てなり其他劍等磨擦の爲め發火の患あるも

問

のは一切之を嚴禁す

問

立暗中雨雪天等のときと雖も外套の頭巾を被るを不許其故如何

答

歩哨は監視を第一とし殊に暗夜等に際しては音響を聞くを務めさ

問

る可からず頭巾を被るときは音響を聞き得ると難し故に被らす

問

兵器庫又は彈藥庫開扉中は歩哨は何れに位置するか

答 扉の外方にありて諸方向を監視し特に外方より来るものに注意す

問 其開扉中庫内に注意するや又其理由如何

答 庫内には注意せず總て庫内に入る人は庫内の注意を承知し居る故なり

問 衛兵は猥りに衛舎を離るゝを得るや

答 得ず若し離るゝ事件あらば司令の許可を受く

問 展望兵の任務は

答 衛戍展望兵は兵舎の附近にゐると雖ども第一舎内外の監視をなし併せて諸勤務の者の時間を報知するものなり

問 衛戍とは

答 陸軍々隊の永久一地に駐屯するを云ふ

問 衛戍司令官は

答 衛戍地所在の最高級團隊長なり

問 夜間衛兵の就眠は

答 全員の三分の一とす

問 歩哨は立哨中何を第一とするや

答 警戒を第一とし故に敬禮の爲め警戒を怠るゝからず

問 歩哨の敬禮法

答 定位置に立ち受禮者凡る六歩前に來るとき敬禮の姿勢を取ら目迎目送し六歩過ぎ去る迄其姿勢を保つ而して複哨に在ては相互に監視し勉めて同時に敬禮す

問 歩哨夜間の敬禮は

答 夜間と雖ども受禮者たるを識別すれば勉めて行ふ

問 衛戍巡察の記章は

答 週番懸章と同し

◎ 風紀衛兵

問 風紀衛兵は何の爲めに設け置かる、者なるや

答 營内を靜謐にし營中一般の風紀を維持し内外の警戒を掌るにあり

問 風紀衛兵司令は何官なるや

答 概ね下士なれども時としては將校若くは特務曹長を以て司令とする

問 銃前歩哨の執銃を呼ぶは何官なるや

答 銃前歩哨の執銃を呼ぶは何官なるや

答 聯隊長將官特務曹長以上引率の軍隊軍旗等其他衛戍の歩哨に異ならす

問 夕食號音后營内に入らんとするものあるときは

答 凡て司令の許可なければ營内に入るを許さす

問 下士卒及外來人武器其他物品を携へ營内より出んとするときは

答 出門の証なきものは總て携へ出つるを許さす

問 營内禁止の物品を携へ營内へ入らんとするときは

答 許さす若し疑はしき物品あるときは其旨衛兵司令に申出づるものとす

問 面會のるときは

答 當番卒を呼ひ之を衛舎に報す



問 而會人に接する注意は

答 勉めて叮嚀に取扱ひ決して不親切の取扱をなさす

問 其時間練兵中なれば如何

答 其由を通し尙練兵終る時間を示し其際再ひ來るへさか或は之を待

ちあるへさを懇ろに示すへし

問 軍旗歩哨聯隊長退營后にして週番中隊長不在なるとき若し火災等

あるときは

答 直ちに軍旗を奉持して火災を避く

問 其理由は

答 軍旗は天皇陛下より直接に我聯隊に授け賜はりし神聖なるもの

にして我々軍人は此名譽なる軍旗の下に在りて死力を盡し國家を保

護する大切なるものなるを以て假令上官の命令なくとも突嗟の場

合たるを以て捧持して避く

問 風紀衛兵歩哨の守則は誰人にも語るか

答 否聯隊長聯隊副官衛兵司令週番中隊長週番特務曹長歩哨掛とす其

他何人にも決して語らす

問 營門歩哨下士以下出入するときは

答 下士卒は軍隊手帳若しくは免許札を携へたるものは許す

問 歩哨近火或は非常の事件を聞見せば如何

答 信地より大聲に火事又は非常と呼報す

問 風紀衛兵を設くる場合及ヶ所は

答 平時屯營は勿論行軍中舍營露營其他軍隊の駐在せしヶ所には必ず

設くるものにして其規則は屯營に在ると異なるなし

問 營門出人の者にして軍人の態度及服裝等其法に違ふものあるときは

答

之を規正するを以て其任とす

問 風紀衛兵は何官の指揮を受くるや

答 聯隊の週番中隊長とす

問 風紀衛兵を置くは

答 屯營毎に之を設く

問 風紀衛兵服務者の服裝

答 略装にて背囊(外套)を負ひ脚絆を袴上に着す(陸軍服裝規則第三條ノ場合ニ在テハ)正装とす

問 風紀衛兵の歩哨を出すは

答 概ね軍旗、諸門、金櫃、火藥庫、被服庫、營倉

問 歩哨は人体にすれば何なるや

答 營内の耳目なり

◎ 叙勳及褒賞

問 勳位に叙すべき者の種類及名稱

答 三種にして勳勞勳功殊勳なり

問 勳勞と稱するものは

答 全く平時のものにして積年の功績顯著なるもの

問 勳功と稱するものは

答 平戦兩時に係はるものにして左の五とす

一 勇烈忠貞に依り軍人の模範となるもの

二 内外を論せず四回の戦役に従軍する者若くは滿三年以上戦地に在るもの

三要衡の敵に當り先登して功を立てたるもの

四 敵數人を殲し其功照明なるもの

五 對敵中創痍を蒙り勳位に叙すべきもの

殊勳と稱するものは

問

戦争中特殊の勳功ある者にして左の五とす

一 敵の隊旗を奪ひたるもの(我軍旗に相當するもの)

二 長官の危急を救ひ其功を立てたるもの

三 敵將を殲し或は捕獲したるもの

四 敵中を通過して使命を全ふせしもの

五 勇敢忠烈の所爲に依り全軍の利益を得たるもの

褒賞は概ね何々か

問

勳章進級適任証書善行証書褒賞休暇射撃徽章なり

問

勳章は

答

國家に功あるものに

問

進級は

答

行狀方正學術優等に因り昇級する榮典とす

問

適任證書の名稱

答

士官及下士適任証書

問

士官適任証は如何なる者に賜ふか

答 下士にして服役中行狀方正勤務勉勵技藝に熟達し士官たるの資格あるものに賜ふ名譽証なり

問 下士適任証は何人に賜ふや

答 上等兵にして下士たるの資格ある者に賜ふ名譽証なり

問 各適任証書は何時賜ふや

答 服役満期除隊のとき賜ふ

問 善行証書は

答 現役中品行方正勤務勉勵學術技藝に熟達なるものに満期退營のとき賜ふ名譽証なり

問 総て褒賞は何の爲めに賜ふか

答 衆人の模範を表旌する爲めなり

◎ 出師ノ心得 「動員の事」

問 出師とは

答 國の内外を問はず戦役の爲め軍隊の出張するを云ふ

問 野戦隊とは

答 出戦する軍隊を云ふ

問 補充隊とは

答 衛戍地に留り野戦隊に充員と軍需品を送るもの

問 補充隊に入るものは

答 第一期教育を終らざるもの士官候補生其他疾病者脱走者総て事故者を入る、なり

問 出戦の服装は

問 軍装なるを以て総て第一装用を着す

答 出戦に際し携帶品中最も大切なるものは

兵器彈藥及糧食なり

問 彈藥及糧食一人の携帶數は

答 連發銃には百廿發にして三十發を背囊に九十發を彈藥盒に入る、

單發銃には七十發にして背囊に四十發彈藥盒に三十發とす

問 口糧は各人二日分なり

答 大隊小行季の彈藥は

問 各人に五十發の見込にて携行す

答 口糧は何を用ゆるか

問 道明寺糒 (六合一食ニ付) 燒鹽一箱 (二十七分ナリ)

問 死者を認識するには

答 認識牌(眞鍮製)を用ひ隊號及番號を記入しあり

問 認識牌の携帶法は

答 白小倉の細紐を以て皮膚に右肩より左脇に掛く

問 認識牌は何を以て作りしや

答 概ね眞鍮を以て橢圓形に作れり

問 戦線に於て銃創を受一時急救するには

答 繃帶包にて之をなす

問 繃帶包は如何なるものなるや

答 昇永綿紗(ト云フ)二個を油紙にて包み其上を三角巾にて包みたるものなり

問 繙帯包は何れに持つや

答 上衣の左裏下の内隠に納む

問 昇永綿紗(ト云フ)とは如何なる者にして何にするか

答 消毒したる晒にして疵口に當て創毒を消す爲めに用ゆ

問 三角繙帯とは

答 三角形の布にして繙帯の最も簡單なるものなり

問 動員とは

答 平時より戦時に移るを云ふ

問 動員の時日は

答 下令後二十四時に始まり十一日目に至り完了するもの

◎ 衛生ノ心得

問

演習後武器被服手入の後は

答

頭髮眼耳鼻口を洗ひ足は靴の爲め蒸爛し易さか故に最も屢洗條すへし

問

身体を清潔にする簡單なる法は

答

時々頭面手足を洗ひ爪を剪り齒を磨き総て清くす

問

身体の不潔は

答

健康に害あり

問

頭髮の長さときさの害は

答

「フケ」を生し帽及上衣を汚し軍人に不似合の態度あり

問

鬚鬣は

答

成るへく之を蓄ふるを由とす是軍人たるの威様を示すに足ればな

り

問

鬚髯は何故蓄ふるを可とするや

答

自然天より與へられたる顔面の飾にして最も軍人貴重すべきものにして又齒の衛生に最も功ありと云ふ昔し軍人面包なる者を用ひ鬚を植へて敵を威すを務めたりと云ふ

問

身体弱き者は

答

平常快樂なく殊に軍人は戰時艱苦缺乏に堪へ能く闘ふを得す

問

水の善良なるを見るときは

答

透明にして中に深游物なき事

臭味のなき事

水源の周圍清潔なる事

新陳交代して溜水ならざる事

問

水を飲むに如何したるを善きとするか

答

濾過したるか或は煮沸したるを可とす

問

水中に入るときはの注意

答

發汗の儘直ちに入水すへからす必ず乾して入るへし

問

人の棲息する室内の空氣は

答

漸く其性を變し一種の息を放つに至る之を腐氣と云ふ

問

此腐氣は人に害あるや

答

害を及ぼすと假へは惡呼を食ふか如し

問

此腐氣を豫防するには

答

屢窓を開き空氣を流通せしめ新鮮なるものと交換するにあり

問 耳鼻指の凍へを防ぐには

答 油を塗り又脂肪質の食物をなし運動するを可とす

問 雪の爲に耳鼻指の凍へたるときは

答 雪にて磨擦し漸々温を恢復し後微温湯又は微火にて暖むへし

問 飲食する時機は

答 労働後は身体の少しく冷却するを待て爲すべし

問 飲食するときの心得

答 心を静かにし大聲を發し笑ふとなかれ是動もすれば食物の一部肺

臓に入り忽ち死に至るとあり

問 飲食後の労働は

答 二三十分間休憩して働くへし

問

冷水浴の功は

答 皮膚病を防ぎ寒胃の患少なし皮膚強壯になる

問

齒の養生は

答 毎朝刷毛を以て洗淨すと雖ども尙ほ食後は冷水を以て含嗽するを

問

可とす

答 温度及入浴時間は

問

攝氏の三十三度より三十七度迄を可とす又五分乃至十五分を適度

とす

問

体操銃鎗游泳疾走軍歌は衛生に適す

問

適宜に行へば能く身体各部の筋力を増し心機血行を利し胸廓の縮

張を盛にし皮膚及肺臓の機能を振起し消化力を催進するに由り身



体の健康に鴻益を與ふるものとす

夏季多量に發汗せしとき注意

俄かに脱衣し冷風に觸れ頻りに冷水を多飲すへからず故に被服等の交換全身の洗拭濯水は發汗自然に納まる後に於てすへし

雨中全身濕潤せしとき注意

如何なる疲勞あるも決して停止せず假眠せず可及的精神を鼓舞し

身体を運動するを勉むへし

遊歩すへき可なる土地

可及公園等の如き閑謔且つ樹木ありて清潔なる地を撰み欣々娛樂すへし

遊歩に不適當なる地は

問

遊歩に不適當なる地は

答

狹隘なる市街及裏屋寄席劇場興行場等不可なり是傳染病等総へて

多くは下等社會及多人集合せし所より萌すものなればなり

問 睡眠時間は

一晝夜の間六時乃至八時とす然れども晝間は不可なり

問 謳歌の功は

長途行軍等に當て翕然として節を合すれば精神自ら鼓舞し疲困を

忘れて知らず識らざる間に歩を進むるに至る亦た腦神の善養法と

云ふへきなり

◎ 武官ノ進級及補充轉科

問 昇級するものは如何なる者か

品行方正勤務勉勵技藝に熟達の者よりす

問 二等卒より一等卒に進む年限は

答 實役一ケ年を過ぎたるもの

問 一等より上等兵に進む者は如何なる者か

答 上等兵の職務を行ふに相當の學術を有するもの

問 二軍事上等兵の職務に適する能力あるもの

答 三諸技藝凡る兵卒の上位にあるもの

問 上等兵より下士に進む者は

答 下士に適當する技藝學術及び能力を有する者より拔擢す

問 二等軍曹より順序特務曹長迄に進む法は

答 皆拔擢を以てす

問 特務曹長下士の最下停年限は

答 二等曹に半年 一等軍曹に一年

問 曹長に 二年 特務曹長に二年

問 憲兵下士は何れより採用するや

答 憲兵上等兵中一ケ年以上職務に服したる者より撰任す

問 憲兵上等兵は何れより採用するか

答 現役豫備役後備役兵籍にある兵卒中志願者にて検査に合格せし者

より撰用す

問 陸軍書記は何れより採るや

答 各兵現役上等兵の内志願にして試験に及第したるもの

問 看護長は何れより採るや

答 看護手にして入隊の日より起算し二ケ年以上現役に服し再服役を

許されたるものよりす

問 看護手は何れより探るや

答 各兵科初年兵にして看護學を卒業したる者を以てす

◎ 給料

問 上等兵の給料は

答 一日五錢にして一ヶ月一圓五十錢

問 看護手の給料は

答 上等兵と同額なり

問 一等卒の給料は

答 一日四錢にして一ヶ月一圓二十錢

問 二等卒の給料は

答 一日三錢にして一ヶ月九十錢

問 給料の支給方法は

答 一ヶ月三回にして十日二十日盡日とす

問 給料支給日休業若くは休暇日に當るときは

答 順次繰上げ支給す

問 平戦時異なる給料額は

答 戦時野戦隊は四分の二其他は四分の一を増額の異なるあり

問 病氣減給法は

答 二三等症は半額

問 處罰減給法は

答 重懲倉十分の八輕懲倉十分の六禁足苦役は十分の二とす

問 収禁の減給法は

答 半額とす

問 拘留の減給法は

答 給せず

問 請願休暇及脱走者には

答 給するとなし

◎ 恩給摘要

問 恩給とは

答 官より金圓を賜はり終身生活を得らる、恩典なり

問 恩給の種類及名稱

答 六種にして退職免除増加賑恤給助扶助とす

問 終身賜はる恩給は何々か

答 退職免除増加寡婦の扶助料とす

問 孤兒の扶助料は何時迄給するか

答 男女を論せず満二十歳までとす

問 一時賜金は何々か

答 賑恤金給助金にして一時限りとす

問 免除恩給を給するものは

答 下士以下十一年以上にして満期除隊となりたるもの

問 兵卒の恩給額は

答 三十六圓以上七十九圓以下とす

問 服役實期十一年未滿にて賜はる恩給ありや

答 戦闘及平戦時に拘はらす公務の爲め傷痕を受け一肢以上の用を失ひ現役を免除したるとき

問 増加恩給を給する者は

答 戦闘及平戦時に拘はらす公務の爲め傷痕を受け若くは疾病に罹りたる者には免除恩給の外殊に給するものとす

問 兩眼を盲し若くは二肢以上を亡したるものには

答 三十二圓

問 前項に準すへき傷痕を受け若くは疾病に罹りたる者には

答 二十七圓

問 一肢を亡し若くは二肢の用を失ひたる者には

答 二十三圓

問 前項に準すへき傷痕を受け若くは疾病に罹りたる者は

答 十八圓

問 一眼を亡し若くは一肢の用を失ひたるものは

答 十四圓

問 前項に準すへき傷痕を受け若くは疾病に罹りたる者には

答 九圓

問 現役を免除したる後恩給を願出づる者は如何なる者か

答 戦闘及平戦時に拘はらす公務の爲め傷痕疾病に罹り恩給を受け或は受けずして満期したる後重症に趨きたる者

問 前項を出願する時期は

答 一眼を盲し若くは一肢の用を失ふに至りたるもの若くは之に準す

へき者は現役を免除したる日より二ヶ年

一肢を亡し若くは二肢の用を失ひ若くは兩眼を盲し若くは二肢以上を亡すに至りたる者若くは之に準すへき者は現役を免除したる日より三ヶ年

問

傷疾疾病に起因し恩給を請求する者は如何なる

答

書類を要するや

一傷疾疾病の原因は現認証書又は之を証する公文書の寫若くは口供書

二傷疾疾病輕重の度は陸軍醫官の証書若くは陸海軍醫官の查窮を経たる醫師の証書

問

扶助料を受くもの其金額は

答

戦闘若しくは公務の爲めに死没したる軍人の寡婦には三十圓を現役十一年以上にして恩給を受け又は受くへき權利ありて死没したる者には十五圓を賜ふ

問

扶助料を受くる順序は

答

寡婦孤兒父母祖父母とす

問

豫後備にて恩給を受くることあり

答

召集中職務の爲に死し疾病に罹り兵役に堪へざる時は權利を生ず

問

扶助料を受くる權利消滅するは

答

一重罪の刑に處せられたるとき  
二日本臣民の權利を失ひたるとき

三扶助料を受くへき権利の生したる日より三ヶ年内に請求せざる  
とき

四死没若くは戸籍を去り若くは婚嫁したるとき

恩給及賤恤金を受くる資格消滅するは

問 一重罪の刑に處せられたるとき

答 二日本臣民たるの分限を失ひたるとき

問 三願に依り現役を免除したるとき

答 恩給を受くる権利を抛棄したる者と認めらるゝ者は

問 恩給を受くる事由の生したる後三ヶ年以内に請求せざる者

答 恩給令にて孤兒とは

問 満二十年未滿の男女子にして父母なく未だ結婚せざる者

◎ 徴兵ノ義務摘要

問 徴兵は何より出づるや

答 國民の義務より出づ

問 抑も日本の國体たる成り立ちは

答 昔し神武天皇位に即き賜ひしより武を以て成り立ちたる國柄なり

問 往昔日本の武人は如何なるものなるや

答 全國士民舉て兵舉て農なり

問 一朝事あるに當ては

答 老若を問はず苟くも男子たる者は皆武器を執て戦争に出づるなり

問 昔時事に當ては

答 皆鋤を以て耕し兵農の區分判然せざるなり

問 作兵の法は

答 毎年壯健なる壯丁若干人を抽籤に由て徴集し之を訓練をなす

問 義務の最も重きは

答 國家の義務即ち徴兵の義務なり

問 徴兵は國家一大榮譽なり然れども之を得ざるものあり

答 刑罰等の恥辱を受け國民同等の權利を有せざる者は兵役の義務に

服する能はず

問 義務榮譽を大切にす他那人の話

答 獨逸人の如きは彈丸硝煙の創痕刀劍光鋸の疵痕なければ共に齡するを恥つると云ふか如き英國人は金圓を献納して兵役に服する等如きなり

問 英獨人の心中は

答 皆國民最大義務を盡し國家の一大榮譽を求めんか爲めなり

問 御龍顏を咫尺の間に拜謁するの榮を蒙る者は

答 國家の最大義務に服する徴兵なればなり

問 軍人護國の任重且つ大なる農商の比にあらす

答 山岳峻嶮を跋へ怒濤百里を涉り縱橫衝突戸を原野に灑し困苦欲乏其勞を凌ぎ生て忠義の臣となり死して忠義の魂となり家聲を千歳に傳へ芳名を無窮に垂るの榮あり

問 軍人の一大榮譽は

答 兵器を帶ひて國家を保護するに堪ゆるの体格と學力技藝とを有するを以てなり



問 兵役に服する責任は尙何の如きや  
答 人民の租税を出す義務と同じ

◎ 軍人ノ心得

問 軍人にして如何なる氣象あらは戦に臨み雨注の彈丸も恐れざるや  
答 冬凍するも綿袍を着せす夏熱して扇を用ひす降雨するも傘を用ひす病むとも痛を訴へざるの氣象ありてなり

問 軍人の覺悟は

答 死は鴻毛より軽く義は山嶽より重さを覺悟す

問 軍人の三忘とは

答 一命を受けては其身を忘れ  
二軍に臨みては其親を忘る

問 三劍を振ひ之を鼓すれば即ち其身を忘る  
軍人の三戒とは

答 一義の爲めには身を殺す

二名利の爲には其心を偷へす

三色欲の爲には其意を枉けす

問 軍人の六警とは

答 一夜寝ては衣を解かず晝坐しては劍を放さず

二居るときは兵器を整へ出るときは糧食を携ふ

三其主を恐れ其火を恐れ其身を懼る

四色を喜はず食を食らさず衣を飾らず

五其用に非されは見す聞かす言はず行はず

六知らざれば之を問ひ精しからざれば之を窮め及はざれば之を爲さす

問 軍人の六察とは

答 一心に忠あるときは分を安し忠なきときは人に虧ふ  
二心に驕ふるときは人を蔑り驕なきときは人を敬ふ  
三心に喜あるときは偽なし喜なきときは人を毀つ  
四心に怒あるときは言激し怒なきときは行ひ和かなり  
五心に愛あるときは体伴なり愛なきときは人を侮る  
六心に樂あるときは顔優なり樂なきときは色萎る

問 軍人の五知とは

答 一之を問ふに禍乱を以てすれば其勇を知る

二之を問ふに計策を以てすれば其智を知る  
三之を問ふに言論を以てすれば其量を知る  
四之を酔はしむるに酒を以てすれば其質を知る  
五之に利すれば物を以てせば其廉不廉を知る

問 軍人の五過とは

答 一剛にして敵を輕視するもの  
二勇にして死を顧慮するもの  
三智にして人に偏愛なるもの  
四廉にして人に仁愛なきもの  
五敏にして物に忍耐なきもの

問 過ちなきを心掛くるには

答 上を羨ます下を蔑らす其分に安するにあり

問 滅亡の基は

答 驕奢なり

問 平常の遊歩と雖とも心を許し散步すべからざる理は

答 男子門を出つれば七人の敵ありと

問 軍人の家屋には柱壁なしとは

答 風雨衣たり劔及履たり

問 國家に軍隊を設けらるゝ所以は

答 海外諸國の侮辱を受けず國を泰山の安きに置き名聲を海外に振は

し内は高枕其堵に安するの策なり

問 軍隊警戒の緩嚴は何に關するや

答 直ちに一國々民の安危に關するなり

問 陛下の御聖慮に背かす軍隊の軍隊たる名譽を全ふするには

答 碎心粉骨以て國家の保護に任するにあり

問 軍人は何の爲めに動作するや

答 名譽の爲め死生の地に從容たるものなり

問 軍人必須の性質は

答 艱難缺乏に堪へ克つこと

問 軍人の任務は

答 帝室の爲めに忠節を盡し國家の爲に心力を致すにあり

問 軍人万衆の尊敬を受くる所以は

答 國家の干城に任し人民を保障し以て其安寧を護持するが故なり

問 社會に於て最も名譽の職務は何か

答 軍人の職なり

問 軍人名譽に於り自尊倨傲他人を蔑視し或は私利を營むか如き所爲ある軍人は

答 國家保護の任を當るを得ず何を以て世人の敬服を得んや將さに豺狼の如く忌み嫌はれ名譽の品位を失ふ固より當然なり

問 皇威の恩は何の如し

答 天地と同じ

問 愛國心なきものは

答 無父無君の禽獸なるへし

問 一人の怯懦醜惡は

答 衆兵の恥辱なり

◎ 私服及私物

問 兵卒に調製を許さるゝ私服ありや

答 在り然れども入費は自ら出す者なり

問 私服を調製せんとするときは

答 先づ見本品及雛形等を上官に出し許可を得る者なり

問 私服にて許可せらるゝ物品概ね如何

答 絨衣袴 襟布 小倉衣袴 夏衣袴 外套 第二種帽 日覆 麻脚 袴 襦袴袴下短靴 靴下

問 兵卒に私物を許さるゝ者は概ね如何

答 書籍(但し風紀を害するものは之を禁す)私物箱 石盤 筭盤 懐

中時計 筆墨紙硯 其他日用品

問 不用品の私物を賣却せんとするときは

答 其趣を届出許可を得べし

問 私服私物を調製するときの心得

答 官給品と同一たるべし

問 私服私物を用ひる場合

答 総て検査及廉あるときは用ゆへからず

問 靴下等の私物品質は

答 何色を問はず用ゆるも可なり

問 手套の品質等は

答 何色を問はずと雖とも鼠色茶白色等を可とす

◎兵器

問 凡る銃は昔の武士の何に同じきや

答 刀劍なり

問 武士は刀劍を何と云ひしや

答 武士の魂と云ひし

問 昨今戦争に臨み敵を破る具は第一何なるや

答 銃なり

問 銃は我々の何なるや

答 一身を護する要具なり大にしては國家を護る又魂ひなり

問 平素銃の手入悪しく錆疵を生ずれば其害

答 戦争に臨み其用を失ふに至らん

問 然らは何の不用あるや

答 徒手敵の彈丸を受くるの不幸あり

問 銃器に少しにても損所あれば何と思ふか

答 恰も我身の幾分を殺くに等し

問 兵器は何種なるや

答 二種にして火兵白兵なり

問 火兵は何用にするや

答 銃砲類の言ひにして遠きに在て敵と勝敗を争ふものなり

問 白兵とは

答 刀劍鎗等の類にして近きに在て敵と格闘する者なり

問 今の歩兵は昔し武士の二倍の働きをなす

答 村田歩生銃は火兵にして敵を遠くに倒し其銃劍は白兵にして敵と

格闘するを以てなり

問 殊に銃の最も大切なる所は

答 銃腔及照準器なり

◎ 靖國神社

問 靖國神社は

答 軍人の戦役し其他總て國家の爲に死歿したる者を祠る處なり

問 靖國神社の階級は

答 別格官幣大社なり

問 靖國神社の定期祭は

答 毎年五月六日十一月六日なり

問 靖國神社は何れにあるや

答 東京麹町區九段にあり

◎ 赤十字條約摘要

問 赤十字條約とは

答 文明諸國同盟して戰地にて互に患者を救ひ助くる法を定む

問 昔の戦争の景況は

答 敵を殪し財産を掠め尙ほ飽くとなしと

問 今日の戦争の状況は

答 敵と雖ども我に抗するの心を滅し其力を失へば之を敵視するとなしと

問 若し同盟國戦争を開き傷者敵地に在ることあり其取扱は

答 決して殘酷の扱を受けず却て尊敬救護を受く

問 御加盟せられたる年月日は

答 明治十九年六月五日

問 御加盟の御聖慮は

答 軍人軍屬をして此幸福を享けしめんとどの御事なり

問 赤十字條約に入るを許されざる國は

答 軍律整はず文明の程度低く殺伐屠戮を以て軍人の本色とする未開國なり

問 我軍人にして萬一此條約に反する行爲ある者は

答 長くも皇帝陛下の至仁至慈なる聖慮に乖き國家の品位を墜すのみならず自己の身に及を加ふるに齊しき理なるを以て深く憤むべし

問 敵我が爲めに傷られ兵器を棄て退かば

答 復たひ之に兵器を向けす

問 敵の傷者患者を殘し退かば

答 兵器は勿論侮辱を加へす互に軍人たるの禮義を正し尊敬の意を表するものなり

問 醫官看護手擔架卒等は敵の殘したる患者を見れば

答 速かに之を救助運搬すること彼我の別なし

問 敵の患者を救護保助するは交戦中のみか

答 進軍退軍總て赤十字の標章あるものは特に尊敬保護す

問 患者を救護する爲めの人員家屋器員の標章は

答 赤十字の標章なり

問 此標章の取扱は

答 局外中立の待遇を受く

問 局外中立とは

答 敵、味方に非す全く彼我關係なきもの

問 赤十字の標章模様は

答 白地に赤の十字あり

問 赤十字の原因は

答 此條約を結ひしは瑞西國なるを以て其國の國旗に象りて反對に赤

地を白地とし白の十字を赤の十字とせり遂に此社及條約に名づく

るに皆法を以てす

問 赤十字の標章は何れのとど何れより渡さるゝや



答 開戦前に於て一定の軍廠より渡さる、

問 此標章は勝手に附するを得るや

答 假令軍人の負傷救護に従事する者と雖も勝手に附するは嚴禁なり

問 御加盟は 陛下と軍人のみなるや

答 我全國々民皆之に加盟せしともし故に一人も之に背くことを得ず殊に軍人は一層嚴にする責任あり

問 戦地病院(綑帶所)陸軍病院は 局外中立と見做す故に此にて患者を治療する間の交戦者の心得は

答 是に向て打入發砲するを得ざるは勿論更に懇切を盡し保護尊敬すべき者とす

問 綑帶所及病院に部隊を置ける理は

答 局外中立の資格を失ふを以てなり

問 何故資格を失ふや

答 言を防禦に托し攻守の用に供する兵を置かんを慮り豫じめ之を防げるなり

問 綑帶所及病院に僅少の兵を置くを許さるゝは患者取締の爲めなり

問 局外中立の資格を有する呼間及之を受くるものは

答 綑帶所及病院に在る 醫官藥劑官監督員事務掛看護人患者運搬人及説教者救護私社員等は患者を治療する間は局外中立なり

問 前項諸掛員敵地に在る心は

答 少しも心配することなく充分患者の保護を盡すべし

問 敵の患者を其本國へ護送する者の取扱は

答 其患者と共に局外中立の資格を受く

問 御加盟の勅令を全國に公布せられしは

答 明治十九年十一月十五日

問 敵に圍まれたる病院の備附品は

答 各員退去のとき持去るを得ず只私物のみ携帯すへし

問 傷者を救護する土地の人民に對しては

答 決して犯すことを得ず却て其自由を得せしむへし

問 始めて此社を結ひし土地年號及諸國は

答 西曆千八百六十四年八月二十二日我元治元甲子の年八月二十三日

瑞西國チニチーヴ府に於て締結す其諸國は瑞西聯邦、バート大公殿

上白耳義皇帝陛下、丁抹 皇帝陛下、西班牙皇帝陛下、佛蘭西皇帝陛下

ヘッス大公殿下、伊太利皇帝陛下、和蘭皇帝陛下、葡萄牙及アルカフル

皇帝陛下、普魯士皇帝陛下、ゲユルタン、ペール皇帝陛下とす

問 赤十字本社は何れにあるや

答 瑞西國「シニチーヴ」府にあり

軍隊教程 兵卒教科書問答 終



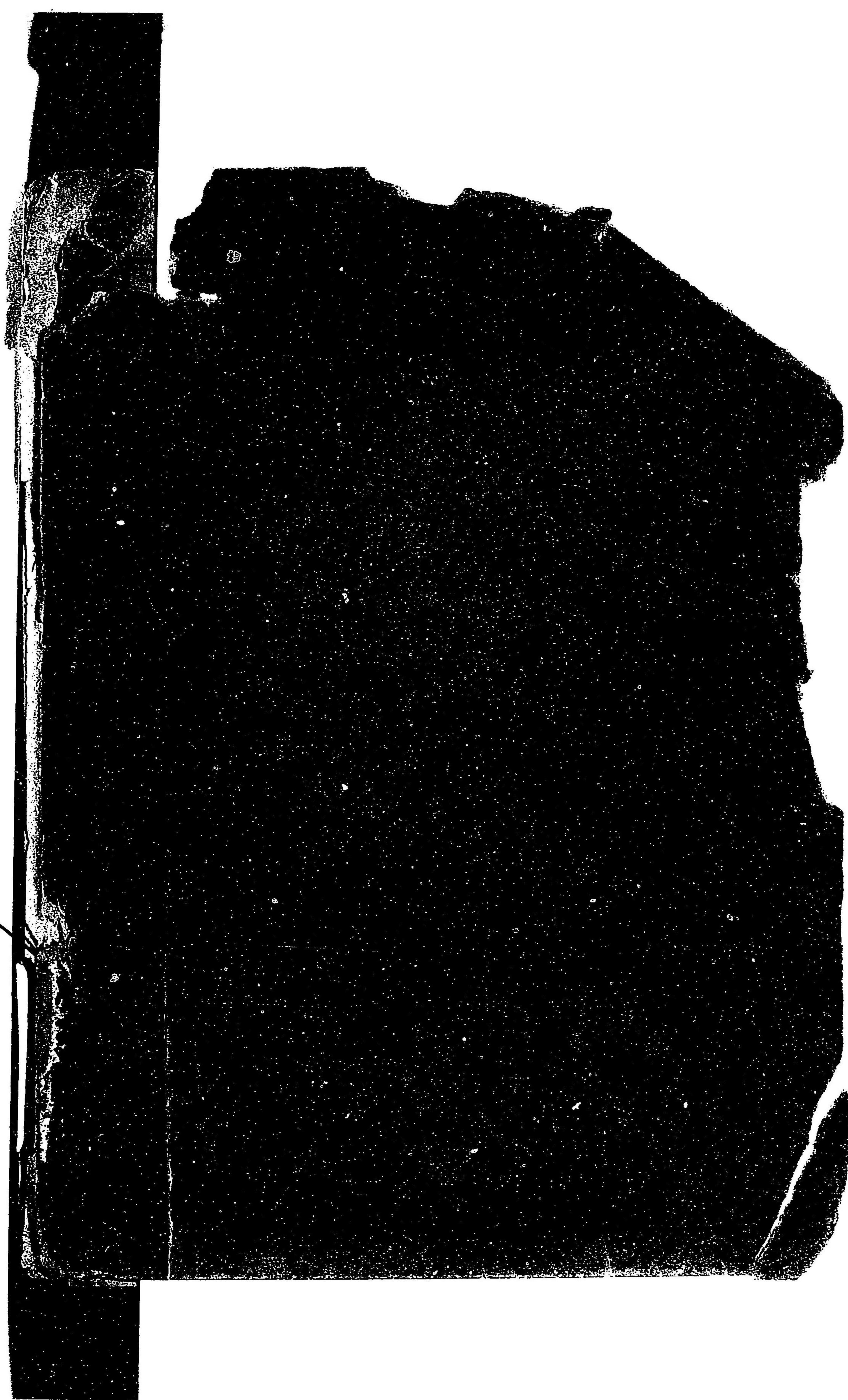
軍人用書發行所

本名町二丁目

金城堂書房

軍忠	軍小	軍小	軍小	附支	小軍	小軍	警兵	兵日	讀勅	改	騎野	野野	騎野
人勇	歌	士	士	大	除	兵	櫻	要本	法論	正	兵	戰	戰
說軍	劍	の	の	和	隊	營	の	身人	習習	卒	操	射	射
教歌	舞	譽	友	錦	柵	夢	花	美龜	字字	教	典	典	典
冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
十五	四	十	十	十	十	十	十	十六	十六	十六	十八	十八	十九
錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢

郵送料



051639-000-2

特66-53

兵卒教科書問答

金城堂

M32

BFB-0427

